

令和8年2月2日
上下水道局総務部契約会計課長

政府調達に関する協定（WTO協定）の基準額の改定について

政府調達に関する協定の基準額が改正され、令和8年度及び令和9年度に締結する調達契約について、下記の基準額を適用することになりました。

1. 政府調達に関する協定（WTO協定） 基準額

| 区分 | 令和8・9年度 | (参考) 令和6・7年度 |
|---|-------------|-----------------|
| 物品等の調達契約 | 4, 000万円 | 3, 600万円 |
| 特定役務のうち建設工事の調達契約 | 30億2, 000万円 | 27億2, 000万円 |
| 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 | 3億円 | 2億7, 000万円 |
| 特定役務のうち上記以外の調達契約 | 4, 000万円 | 3, 600万円 |

- 2 令和8・9年度の適用基準額は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に締結される調達契約について適用します。
- 3 予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、政府調達に関する協定の適用を受けることになります。